

令和7年度 川崎市高齢者緊急一時入所事業への協力事業者募集要項

1 募集概要

川崎市では、令和7年度から在宅の高齢者等が緊急的に在宅での生活が困難となり一時入所を必要とする場合に備え、緊急利用に対応できるベッドを確保し、支援を必要とする高齢者等が速やかに一時入所を利用できる体制を整えることで高齢者等の安全の確保と福祉の向上を図ることを目的として川崎市高齢者緊急一時入所事業を実施します。

事業実施にあたって、当該事業に御協力いただける事業者を募集します。

(1) 事業利用対象者

市内に在住する65歳以上の高齢者（市内で保護された年齢不詳、身元不明の徘徊高齢者等を含む）等が、次のいずれかの場合に該当し、緊急的に一時入所を必要とした場合に、受入を実施して必要な支援を提供する。

ア 本人の病気や骨折・打撲等による入院後の退院した際等に、在宅で生活が一時的に困難になる場合。

イ 同居の家族等の急病や事故等により、本人の在宅生活の継続が困難等の理由により、一時入所を必要とする場合。

ウ 罹災等不測の事態により、居宅に住むことができなくなった場合。

エ 徘徊等により川崎市が保護し、緊急的に一時入所を必要とする場合。

オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待により、一時的に保護する必要がある場合。

カ その他、緊急的に一時入所が必要であると市長が認める場合。

(2) 例外事項

前項に該当する利用対象者がいずれかに該当する場合は、対象者としなくてよいことができる。

ア 伝染性疾患又は特別な理由により、一時入所が不相当と認められる場合。ただし、軽度の風邪症状（軽症の新型コロナウイルス陽性者含む）は除く。

イ 入院加療の必要があると認められる場合。

ウ 事業利用者が専門的な医療的ケア（バルーンカテーテルの管理、痰の吸引、点滴等）を必要とし、事業者の運営施設ではその対応ができない場合。

エ その他、一時入所の利用が不相当であると市長が認める場合。

(3) 事業内容

事業内容については、別添の「高齢者緊急一時入所事業」及び「仕様書」を御参照ください。

2 募集内容

(1) 募集事業者

ア ベッド確保事業者

常時、個室等で感染対策をした部屋を確保し、緊急的に一時入所を必要とする高齢者等の受入を可能とする施設を準備できる事業者とします。

川崎市は、ベッド確保事業者に対して、ベッド確保料及び実績に応じた利用料を事業者を支払います。

なお、ベッド確保事業者は、正当な理由がない限り、川崎市からの受入要請を拒否できないものとしします。

イ 協力事業者

常時から、個室等の感染対策をした部屋の確保はできないが、空床等がある場合に本事業に協力できる施設を確保できる事業者としします。

川崎市は、協力事業者に対して、実績に応じた利用料を支払います。

(2) 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※但し、当該年度の運営状況が良好で、双方協議の上、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、1回を限度として翌年度に契約を更新できるものとしします。

なお、更新した場合も翌年度に再度契約を締結するものとしします。

(3) 募集数

対象事業者	対象区域	募集床数
ベッド確保事業者	川崎区・幸区	1
	中原区・高津区・宮前区	2
	多摩区・麻生区	1
協力事業者	川崎市内	制限なし

3 応募要件

応募にあたって、事業者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) ベッド確保事業者、協力事業者共通の応募要件

- ア 施設において、短期入所生活介護や短期入所療養介護等の給付実績があること。
- イ 施設の所在地が川崎市内であること。
- ウ 施設において、適切な感染対策が実施されていること。
- エ 施設において、事業利用者に対して適切なサービスの提供ができること。
- オ 認知症の利用者を受け入れることが可能であること。

(2) ベッド確保事業者における応募要件

- ア 年間を通じて、利用対象者の受入が可能であること。
※特に休日夜間等の受入においては、相談員等が不在であったとしても一旦受入、保護を行うことが可能であること。
- イ 軽度の風邪症状（軽症の新型コロナウイルス陽性者含む）の利用者を受け入れることが可能であること。
- ウ 特別養護老人ホームにおいては、ベッド確保後の短期入所生活介護のベッド数が1以上であること。

4 選定方法

ベッド確保事業者については、応募総数が募集数を上回る場合には、次の(1)～(4)の条件に基づき、事業者の優先順位を決定し、優先順位の高い事業所から順に対象区域における事業者を選定します。

なお、複数の応募事業者において優先順位が同じ場合は、当該事業者立ち合いの元、くじで

選定します。

協力事業者については、応募があった場合は、原則として選定を行わず応募事業者を協力事業者として選定・登録させていただきます。

- (1) 個室を確保できる。
- (2) 医師や看護師等が常駐しており、ある程度、体調急変時にも対応が可能である。
- (3) 介護老人保健施設である。
- (4) ベッド数が多い施設を優先するものとする。(特別養護老人ホームにおいては、短期入所生活介護のベッド数とする。)

また、選定に漏れた場合、希望があれば協力事業者に選定・登録させていただきます。

5 応募手続き等

(1) 提出・問合せ先

健康福祉局高齢者事業推進課

電 話 044-200-2652

F A X (044-200-3926

メール 40kosui@city.kawasaki.jp

(2) 受付期間

令和6年10月28日(月)から11月29日(金)

※受付期間を過ぎてからの応募は、一切認められませんのでご注意ください。

(3) 質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問を、次のとおり受け付けます。

令和6年9月30日(月)から10月7日(月)まで

※質問書(様式1)を高齢者事業推進課計画推進係まで、メール又はF A Xにて提出してください。

※質問及び回答については、令和6年10月14日(月)以降に、川崎市ホームページへ掲載します。なお、質問受付期間の期日前及び期日後の質問には回答いたしません。

(4) 応募方法

LoGo フォームによる電子申請

LoGo フォームURL : <https://logoform.jp/form/FUQz/700458>



(5) 応募に係る留意事項

ア 受付期間を過ぎた応募及び応募内容の変更等は一切受理できません。

イ 応募内容は、川崎市情報公開条例(平成13年条例第1号)に基づき、公開請求の対象になります。事業者名、その他の情報(個人情報及び内部管理情報等を除く)を公開する場合があります。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募事業者に通知します。

また、選定結果(事業者名、施設名、所在地等)は、本市のホームページ等で公表します。

7 スケジュールについて

令和6年 9月17日(火)～	募集の開始
令和6年 9月30日(月)～ 10月 7日(月)	質問の受付 (質問はありませんでした。)
令和6年10月 8日(火)	募集要項、仕様書の一部変更
令和6年10月 8日(火)～ 10月15日(火)	募集要項、仕様書の一部変更に伴う質問の受付 ※変更箇所に関する質問に限ります。
令和6年10月22日(火)～	募集要項、仕様書の一部変更に伴う質問の回答
令和6年10月28日(月)～ 11月29日(金)	LoGo フォームによる応募受付期間
令和7年 1月中(予定)	選定結果通知 ※最終的な事業実施にあたっては、令和7年第1回議会における予算の議決の結果を要します。

8 追加募集について

各対象地域における応募事業者数が募集数を下回った場合は、適宜、追加募集を行います。追加募集を行う場合は、改めて川崎市ホームページにて実施・お知らせいたします。

【担 当】川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課計画推進係

電 話 044-200-2652

FAX 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp